

令和6年度森林空間活用支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、静岡県が「令和6年度森林空間活用支援事業委託業務（以下「本業務」という。）」を実施するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用する森林サービス産業の取組を県内全域に普及するため、所有する森林の活用を希望する森林所有者（以下「森林所有者」）と森林空間を活用した事業実施に意欲を持つ事業者（以下「事業者」）のマッチング及び事業化の支援に取り組む。

2 委託業務の内容

(1) 森林活用セミナーの開催

県東部地域（伊豆地域含む）において、森林所有者及び事業者の森林空間を活用した事業への関心を高めるとともに、事業の立ち上げに必要な基礎知識等を習得するセミナーを開催する。

(2) 森林所有者と事業者のマッチング支援

森林の活用を希望する森林所有者と事業者のマッチングを支援する。

ア 森林の募集

- ・事業化を希望する森林の募集、森林の現地確認、森林所有者との連絡調整等

イ 事業者向け説明会の開催

- ・参加事業者の募集及び事業内容等のヒアリング
- ・事業化を希望する森林の説明

ウ 森林現地説明会の実施

- ・事業化を希望する森林で、現地説明会を開催
- ・森林所有者と事業者の対話を調整

(3) 事業化支援

マッチングした森林所有者と事業者の個別協議の場を設定し、ニーズや課題に応じたアドバイザーの選定及び派遣や、助言等を行うなど事業化を支援する。

ア 新規事業化支援

- ・2組以上の事業化支援

イ 継続事業化支援

- ・令和5年度森林空間活用支援事業においてマッチングした6組の事業化支援

<令和5年度 マッチング状況>

想定される支援	森林所在地	事業内容
アドバイザー派遣等	静岡市	・森林環境教育の実施
	掛川市	・香り(アロマ)をテーマとした森林体験プログラム
イベント等実施時の広報	静岡市	・森林資源を活用したアロマ製品の製造・販売
	静岡市、浜松市	・森林環境教育の実施
個別協議の企画・調整	静岡市	・マウンテンバイクコースの開設

(4) 相談窓口の設置

- ・森林所有者及び事業者から寄せられる本事業に関する質問や相談に対応するため、

相談窓口を設置する。

- ・寄せられた質問・相談内容とそれに対する対応について記録を作成する。

(5) 情報発信

森林サービス産業を普及するため、事業化のポイントや取組記事を作成するなど情報発信に関する資料作成を行う。

ア 普及資料の作成

- ・事業化のポイント等を取りまとめ、普及資料を作成

イ 取組に関する情報発信

- ・本事業でマッチングした取組（令和5年度6組、令和6年度2組以上）が実施する取組の取材及び紹介記事の作成

(6) その他

ア (1)～(5)の業務ほか、目的達成に必要な業務を行うことができる。

イ アンケート等を実施し、効果的な森林空間の活用推進に向けた考察を行う。

ウ (1)～(5)の業務の実施概要がわかる記録を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

4 委託金額（契約上限額）

5,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は県担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

イ 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は県に帰属するものとし、その利用及び再編集は県において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 選定された企画の内容は、県と受託者が協議し、修正する場合があるものとする。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。